

住宅用火災警報器設置促進事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岸和田市民を対象として、住宅用火災警報器の設置を希望する者に対して、一般社団法人岸和田市火災予防協会（以下「本協会」という。）が設置に係る費用の一部を助成する事業に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災から市民の生命と財産を守ることを目的とする。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、岸和田市に居住し、住宅用火災警報器（以下「機器」という。）が未設置又は設置後 10 年以上経過した世帯で、機器の設置を希望する者とし、年間概ね 100 世帯を上限として審査のうえ決定する。

なお、本事業により機器を設置した世帯は、当年より 10 年を経過するまで本事業の対象者とはならない。

(申込方法)

第 4 条 本事業を利用し機器の設置をしようとする者（以下「利用者」という。）は、本協会が定める方法により事務局へ申し込むものとする。

(審査、選定の基準となる事項)

第 5 条 審査及び選定は、次の各号、並びに予算の状況等、総合的に勘案し選定する。

(1) 高齢者世帯

(2) 災害発生時に、自分の身を守るための行動が取りにくい者で、障がい者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人が居住する世帯

(機器納入)

第 6 条 機器の納入は、本事業に賛同し機器を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）が、直接利用者に行うものとする。

(機器設置)

第 7 条 機器の設置は、原則として事業者が行うものとする。ただし、利用者が自ら設置することもできる。機器は、取扱説明書に従い設置する。

(設置に係る費用と助成内容)

第8条 利用者は機器代金の2分の1相当額を事業者に支払い、残りの機器代金及び取付費用を、本協会が事業者に支払うものとする。

(取付費用)

第9条 取付費用は、機器1個に対して3,850円、2個目以降は、1個につき1,100円加算するものとする。

(施工報告)

第10条 事業者は、施工写真に領収書の写しを添付して本協会に報告するものとする。

(事務局)

第11条 本事業の事務局を岸和田市消防本部予防課におく。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から運用する。